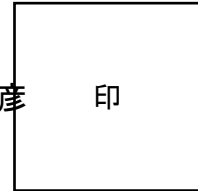


(案)

情 審 通 第 ※ ※ 号
平成 20 年 1 月 ※ ※ 日

総務大臣 増田 寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 印



答 申 書

平成 19 年 8 月 31 日付け諮問第 1187 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

株式会社東広島ケーブルメディアの再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である。

以上

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社東広島ケーブルメディアが再送信することに同意しなければならない。

1 再送信することができるテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

2 再送信の業務を行うことができる区域

広島県東広島市の一部（別紙のとおり）

3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

別 紙

東広島市	西条岡町、西条本町、西条栄町、西条上市町、西条朝日町、西条御条町、西条昭和町、西条大坪町、西条西本町、西条末広町、西条町大字西条、西条町大字西条東、西条東北町、西条中央町1丁目から3丁目まで、西条中央5丁目から8丁目まで、西条土与丸1丁目から2丁目まで、八本松南1丁目から8丁目まで、八本松飯田1丁目から9丁目まで、八本松東2丁目から3丁目まで、西大沢2丁目、三永1丁目から3丁目まで、高屋高美が丘1丁目から9丁目までの各全域 西条町大字寺家、西条町大字御園宇、西条町大字助実、西条町大字土与丸、西条町大字吉行、西条中央4丁目、西条大字下見、西条町福本、西条町馬木、西条町森近、西条町大字大沢、西条町大字上三永、西条町大字下三永、西大沢1丁目、八本松町大字米満、八本松町大字飯田、八本松東4丁目から7丁目まで、八本松大字原、八本松大字宗吉、志和町大字七条椀坂、高屋町大字杵原、高屋町大字檜山の各一部
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年9月14日郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、広島県東広島市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者は、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「TSC」という。）の同意を得て、平成9年10月に同社の放送の再送信を開始した。申請者は、平成10年9月30日まで再送信同意書を得ていたところ、その後、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

主文の1のとおり

イ 再送信の業務を行おうとする区域

主文の2のとおり

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成8年3月に開局した。申請者は、平成9年7月1日付けでTSCの同意を得て、平成10年4月1日に同社の同時再送信を開始した。なお申請者は、平成10年9月10日付けでTSCに再送信の継続を申請したが、同意文書は来ず、その後、平成18年12月から平成19年5月まで再送信同意に向けTSCと協議を重ねたが進展しなかったため、今回、裁定申請に及んだ。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

対立点	TSCの主張	申請者の主張
①地上放送の県域免許制	・放送行政は県域免許制を謳っている。	・TSCから最初に再送信許可を貰った時も現在も、放送行政は何ら変わっていないにも拘わらず、県域免許制を楯に不許可というのはおかし

		い。
②著作権の処理	・放送エリア外の著作権については処理していない。	・JASRACや5団体の権利処理で区域外の著作権についても処理する様になっている。また、それ以外でも著作権処理については再送信同意文書で権利処理が必要な場合は、当社で処理する旨の条件が付してある。
③広島県に於ける国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃すおそれがある事	・視聴者が自分の住居するエリア以外の放送を視聴している、自分の住居するエリアの国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃せば対応が遅れる。	・視聴者が終日、区域外放送のみを見ることは想像し難く極めて稀なケースで、隣接県の情報を知ることは却って安全対策上都合の良い場合もある。区域外再送信を認めない為の詭弁と考える。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T S Cが、有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がT S Cに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはT S Cの放送責任を負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、T S Cは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもT S Cは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。T S Cは社会的使命として、より地域

に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、広島県には民間放送事業者が4局ある。5局ある県に比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ東京系列の放送番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、広島県で週21本中15本(71%)がテレビ東京から番組購入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外にも衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送されており、広島県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる環境にある。有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要望に応えられないとの主張は事実と反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴機会を奪われることになってしまう。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ T S Cは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院通信委員会（昭和61年）において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってT S Cの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。T S Cの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、T S Cの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものになってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、T S Cが指摘した問題がより一層重大な問題となっていくことは間違いないものと考ええる。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、T S Cと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、T S Cとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そうしたこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請されたことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、T S Cのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、T S Cの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更

対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2) 協議の経過

TSCは、平成18年12月から平成19年5月まで7回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついでに、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) イのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2 (1) オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びT S C双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

T S Cの主張は、2（1）カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T S Cが、申請者に対し、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。